

■新型コロナウイルス感染症への対応方針等について（第30報 R 3.10.1現在）

『10月1日以降の白川町の対応方針について』

※今後の感染状況によって内容の変更等を行う場合があります。

岐阜県が指定されている「緊急事態措置」は、9月末をもって解除となりました。ピークは過ぎたものの、新規感染者の報告は依然毎日続いており、第5波は決して終息したわけではありません。

緊急事態宣言は解除となりましたが、岐阜県においては7市と1町において10月14日までは、引き続き飲食店等の時短対応を続けるなど、段階的に緩和措置を図ることとしています。

感染拡大防止の観点から、感染予防対策は継続していかなければなりません。ここで気を緩めることがないよう、一人一人ができる感染予防対策に引き続きご協力をお願いします。

○町内小中学校及び中学校の部活動及び子どものスポーツ活動について

白川町教育委員会では、9月29日付で小中学校の保護者向けに「緊急事態宣言後の学校教育活動（10／1以降）」の文書を出しています。今後も、感染防止策の徹底を図りながら、新型コロナウイルスへの対応を実施いただくようお願いします。現在、町のホームページでもその内容をご覧いただけます。

○町民会館・その他施設の対応について

◎町民会館・各地区ふれあいセンター・福祉センター・林業センター

町民会館・各地区ふれあいセンター・福祉センター・林業センター等は、10月1日からサークル活動や各種団体の会議等で使用できます。

体温チェック、マスク着用、手洗い、手指消毒、換気等を徹底してください。

3密状態を回避するため、内容によっては施設の利用を制限する場合があります。

◎楽集館

開館時間は通常どおり（平日は午前9時から午後7時まで、土日祝日は午前9時から午後6時まで）ですが、滞在時間は2時間以内とします。

換気・体温チェック・マスク着用・手指消毒等を徹底し感染予防に努めます。

なお、希望に応じて会議室・企画展示室・常時展示室の利用はできます。

詳しいことは、直接楽集館へお問い合わせください。（TEL74-1022）

○大人のスポーツ活動について

社会体育施設及び学校開放施設は、10月1日から使用することができます。

ただし、原則として10月14日までの土日は使用を中止とします。

体温チェック、手洗い、手指消毒、必要に応じたマスクの着用、換気、使用後の施設の消毒や清掃、ゴミの持ち帰り等を徹底してください。

3密状態を回避するため、人ととの距離を確保することが大切です。一度に大人数が集まって密集・密接することのないよう配慮をお願いします。

○子育て支援センターの対応について

人数を制限して開所しています。

町内の方のみの利用とし、電話予約が必要です。

○道の駅等の第3セクターの対応について

10月1日から通常どおり営業します。

○町の会議の持ち方、イベント開催についての考え方

これまでどおり必要な会議については、感染防止策を講じた上で開催する方針です。

※町以外の団体等が主催するイベント・会議等についても、感染予防対策を徹底してくださいますようお願いいたします。

これから人流が活発となる本格的な秋の行楽シーズンを迎えます。町民、事業者の皆様には、気を緩めることなく、引き続き、マスク、手指衛生、密回避、体調管理など、自らの命を守る行動の徹底をお願いします。

飲食については、感染対策が徹底されているお店等を利用し、少人数で、マスク会食で楽しみましょう。